

第3 計画の推進

1 基本理念

すべての町民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに支え合い、安全で安心して生活できる社会の構築が必要です。

また同時に、すべての児童が適切に養育されること、その生活を保障されること、心身の健やかな成長と発達、その自立が図られる権利を保障しなければなりません。

この計画は、こうした視点に立ち、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、すべての町民、行政、関係機関、サービス提供事業所などが連携し、高齢化の進行や親亡き後を見据え、障がいの有無に関わらず、「ともに支え合い、だれもが安心して暮らせるまちづくり」を目指します。

計画の基本理念

ともに支え合い、だれもが安心して暮らせるまちづくり

2 計画推進の基本的視点

基本理念を具現化するために、次の3つの基本的な視点のもと、施策の展開を図ります。

(1) 地域生活支援体制の充実

障がいのある人が、住み慣れた地域で自らの意思で生き方を選択・決定ことができ、安心して生活を送るためには、地域での生活を支える適切な支援を活用できる環境が必要となります。

そのため、生涯を通じて途切れなく継続的に支援ができるよう、相談支援体制や障がい福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、近隣市町等との連携による取り組みを進めます。

(2) 自立と社会参加の促進

障がいのある人が、その適正と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、地域で自立して生活していくために重要なことです。

そのため、障がいのある人の多様な生き方を実現する社会参加の促進に向けて、身近な地域での療育や教育の提供、経済的な自立を支える就労を地域全体で支える体制づくり、個々のニーズや意思に応じた相談支援と一体的に行う就労支援等を進めていきます。

(3) ともに支え合うまちづくり

障がいのある人が地域の一員としてより充実した社会生活を送るためには、社会参加の促進を進めると同時に、町民一人ひとりの障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合って共生する社会の実現に向けて取り組むことが重要です。

そのため、障がいや障がいのある人への理解促進の取り組み、差別の解消や虐待防止などの権利擁護を推進していくとともに、災害時の支援体制を平時から確認するなど、本町の地域特性を踏まえながら、障がいの有無にかかわらず、だれもが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

3 計画の体系

基本理念

基本的視点

基本方向及び施策内容

ともに支え合い、だれもが安心して暮らせるまちづくり

地域生活支援体制の
充実

- (1) 生活支援の充実
 - ①サービスの充実
 - ②相談支援体制の構築
 - ③障がい児支援の充実

自立と社会参加の
促進

- (2) 保健・医療の充実
 - ①障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見
 - ②保健サービスの充実
 - ③精神保健福祉施策の推進、難病支援施策の継続

- (3) 教育・文化芸術活動・スポーツ等の充実
 - ①教育環境・相談体制の整備
 - ②学校教育の充実
 - ③文化芸術活動・スポーツ等の振興
 - ④地域活動・ボランティア活動の支援

- (4) 就労支援の推進
 - ①就労の場の確保と雇用環境の整備
 - ②就労移行支援の推進

- (5) 生活環境の整備
 - ①住環境の整備
 - ②福祉のまちづくりの推進
 - ③移動支援の充実

ともに支え合う
まちづくり

- (6) 情報・コミュニケーション環境の整備
 - ①情報提供・相談体制の充実
 - ②コミュニケーション手段の確保

- (7) 緊急時・災害時の安全・安心対策の充実

- (8) 権利擁護・理解の促進
 - ①人権・権利擁護の推進
 - ②福祉教育の充実

4 基本方向及び施策内容

(1) 生活支援の充実

地域での生活を希望する障がいのある人が自己決定に基づきサービスなどを選択できるよう、意思決定支援を行うための相談体制や、サービスの充実が必要です。近隣市町を含め、身近な地域で生活を営むことができるよう、生活支援体制の整備に努めます。

①サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるよう、それぞれのニーズに応じた自己決定に基づくサービスを選択できるよう、サービスの充実に努めます。

1) 自立支援のためのサービスの充実

- ・ 障害者総合支援法における居宅介護、就労支援や福祉サービス、各種助成制度などを利用し、自立した生活を送られるよう支援します。
- ・ 緊急通報システムや救急医療情報キット、認知症高齢者等のためのSOSネットワーク事業を利用することで、日常生活を安心して送ることができるよう支援します。
- ・ 障がいのある人の状況に応じた生活の場（グループホームなど）の調整を行います。

2) 日中活動の充実

- ・ 障害者総合支援法における生活介護・自立訓練などのサービスを活用し、日中活動を支援します。また、社会との交流を促進するため、地域活動支援センターの活用を図ります。

②相談支援体制の構築

障がいのある人が自らの意思決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築します。

1) 総合相談窓口の強化

- ・ 障がいのある人やその家族から寄せられる様々な相談などに総合的に対応するため、地域包括支援センターに設置されている総合窓口を活用し、関係機関やサービス提供事業所、相談機関等とのネットワーク化や、生活全般にわたるニーズと社会資源の活用調整を図るケアマネジメント機能を強化します。また、障がいのある子どもの健やかな育成を支援し、

障がいの疑いがある段階から就労まで身近な地域で寄り添いながら本人及び家族の不安解消に努められるような連携・相談支援体制を確保します。

2) 各種相談員の配置

- ・障害者相談員や民生児童委員など、障がいのある人の身近な相談者を配置するとともに、研修の機会を確保します。

3) 身近な圏域での相談支援体制の強化

- ・令和3年度より1市4町（網走市、大空町、斜里町、清里町、小清水町）による広域の基幹相談支援センターを設置し、障がいの特性に起因して生じる緊急事態など、様々な相談に対応できる体制を強化します。また、居住支援機能がある地域生活支援拠点等を整備します。

③障がい児支援の充実

心身に障がいを抱える子どもに対し、療育・機能訓練等の支援を行う児童発達支援事業を提供するとともに、身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、斜里地域子ども通園センターの運営に関する支援を継続していきます。また、児童相談所等の専門家による巡回相談を活用し、早期療育につなげ、特性に応じた保育や教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無に関わらず、すべての子どもがともに成長する地域づくりや包容（インクルージョン）を推進していきます。

(2) 保健・医療の充実

障がいの原因となる疾病の予防と早期発見・治療のため、出生から高齢期に至る健康保持・増進のための各種健康診査等を推進し、適切な医療の提供及び適切な保健サービスの充実に努めます。

①障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見

- ・各ライフステージに応じた各種健康診査、各種がん検診、健康教育、保健指導等を実施し、疾病の予防・早期発見の充実に図ります。
- ・新生児聴覚検査費助成、乳幼児健康診査、3歳児健康診査等を実施し、各種健診後の個別発達相談や家庭訪問等を通じて、必要に応じた相談や指導等を行います。

②保健サービスの充実

- ・地域で行われる保健事業及び介護予防事業等、生活習慣の改善やフレイル予防対策等を行います。

③精神保健福祉施策の推進、難病支援施策の継続

- ・自立支援医療や精神保健福祉手帳、特定疾患受給者証の手続き支援や、必要な制度の紹介等を行います。また、関係機関と連携を図り、治療や療養に関する相談支援を行います。

(3) 教育・文化芸術活動・スポーツ等の充実

すべての町民が住みなれた地域で支え合い、尊重し合い、ともに暮らしていくことができる社会を目指すには、障がいのある人とない人が交流を深め、互いに理解することが重要です。そのためには、講演会等の広報活動、教育の場、ボランティア活動等のあらゆる場において、障がいの理解促進や啓発を図るとともに、ノーマライゼーション理念の普及に努めることが大切です。

また、障がいのある人一人ひとりが地域の一員として社会参加を容易にできるための条件整備を図り、生きがいのある生活を送ることができるよう、それぞれの障がいの状況に応じた文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション等への社会参加を促進します。

①教育環境・相談体制の整備

障がいのある子どもの発達レベル、障がいの特性や状態は多種多様であり、それぞれの特性に合わせた多様な療育・教育ニーズを持っており、できるだけ早期に適切な支援を行うことや、家族に対する支援が重要です。

また、身近な地域において、個々の特性に応じた教育を受けられるよう、教育環境の整備に努めるとともに、保健、医療、福祉及び教育等の関係分野が連携し、障がいの程度や種類、家庭の状況に応じた適切な療育・教育が確保されるよう努めます。

②学校教育の充実

「小清水町特別支援教育連携協議会」を活用し、保健、福祉、教育の関係機関が連携することで、障がいのある児童・生徒一人ひとりが障がいの特性・能力・発達レベル等に応じた適切な教育を受けられるよう、教育環境の充実に努めます。

1) 特別支援教育の充実

- ・学校に配置されている特別支援教育コーディネーターを中心とし、就学後も適切な教育が受けられ、児童・生徒の将来を見据えた支援が行われるよう努めます。

2) 就学・進路相談の整備

- ・障がいのある児童・生徒や保護者の意向及び障がいの状況等を踏まえ、適切な就学相談や進学相談・支援を行います。

3) 就労に向けての連携

- ・高等養護学校等の卒業見込み者の進路を把握し、在学中の職場実習等の段階から福祉サービスが利用できるよう学校と連携を図り、卒業後の就労に向けた支援を行います。また、関係機関との連携が必要な場合は、自立支援協議会におけるケース会議等を活用し、情報共有を行いながら支援を行います。

③文化芸術活動・スポーツ等の振興

障がいのある人のニーズに応じた文化芸術活動、スポーツ・レクリエーションの実施、障がい者スポーツ大会への参加など、障がい者の文化芸術・スポーツ等の活動支援及び参加を促進します。

④地域活動・ボランティア活動の支援

すべての町民が住み慣れた地域で支え合い、ともに暮らしていくための社会的支援システムとして、地域活動・ボランティア活動を推進します。

1) 地域福祉活動の推進

- ・地域における福祉活動の中心である社会福祉協議会への支援・連携を強化し、民生児童委員、各種相談員、企業、自治会等の協力を得ながら、地域住民による相互の助け合い、交流の場づくりなどを行う小地域ネットワークづくりや地域福祉活動拠点の整備・充実に努めます。

2) ボランティアの育成、ボランティア活動の推進

- ・社会福祉協議会を通じて、ボランティア養成研修を実施し、ボランティアの育成と発掘及び障がいのある人自らが参加する機会の充実を図るほか、ボランティアリーダーの育成に努めます。また、障がいがあってもなくても、お互いが「支える側」・「支えられる側」として実施する活動を推進していきます。

(4) 就労支援の推進

障がいのある人がその適正と能力に応じた職業につき、社会経済活動に参加することは、地域で自立して生活してくために重要なことであり、生活する地域全体の理解や支援が必要です。また、障がいのある人の雇用・就労については「雇用対策法」、「職業安定法」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」等において、雇用の促進及び就労の安定を図るために必要な施策を推進するよう努めるとされています。

今後、町内企業等に対し、障がい者雇用の理解促進を図り、就労の場を拡大していくとともに、就労支援に携わる関係機関と連携しながら、就労支援体制を整備していきます。

①就労の場の確保と雇用環境の整備

障がいのある人の適正と能力に応じた職業・職種の選択ができるよう、障がい特性に合わせた雇用環境の整備と雇用の場の確保に努め、雇用機会の拡大を図ります。

また、地域や町内事業主に対し、障がいのある人の就労に関する取り組み事例等を情報提供し、障がいのある人の雇用や就労について理解を求めるとともに、障がい者雇用に関する各種助成制度の周知を図り、障がいのある人の雇用に関する理解の促進を図ります。

1) 地域特性等を活かした就労機会の確保

- ・小清水町農業担い手育成プロジェクト協議会と協力し、農福連携事業への取り組みを推進します。また、地域に根差した就労の創出を検討し、多様な就労の機会を支援していきます。

2) 関係機関の連携による就労支援体制の整備

- ・教育機関、ハローワーク、企業、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図りながら、障がい者雇用の理解促進を図り、障がい特性に応じた職業能力の開発や職場適応のための訓練など、一貫して行える就労支援体制の充実を図ります。

3) 障がい者等就労支援事業所との連携

- ・小清水町社会福祉協議会で開設した障がい者等就労支援事業所（エゾモモンガ）の就労における課題を共有し、就労を希望する人の支援及び事業所との連携体制を整備します。
- ・障がいのある人の一般就労における職場適応を促進するため、職場適応援助者（ジョブコーチ）及び障がい者就業・生活支援センターの活用を図ります。

4) 就労継続支援の推進

- ・就労継続支援事業所に通所するための交通費助成事業を行い、経済的負担を軽減します。

②就労移行支援の推進

障がいのある人の適正と能力に応じた職業を自ら選択し、自立した社会生活の実現が可能となるように、福祉的就労の場である就労移行支援等での本人の能力・スキルの向上や、職場への適応・定着に向けた支援を行います。また、就労移行支援事業所と連携を図り、障がい者の一般就労への移行も視野に入れ、企業の受入体制の確保に努めます。

1) 障がい者就業・生活支援センターとの連携

- ・障がいのある人に就業面と生活面における一体的な支援を行う障がい者就業・生活支援センターを中心に、企業、関係機関と職業準備訓練から職場定着までの就労に関する連携を図ります。

2) 就労支援及び一般就労への移行

- ・障がいの特性に応じた本人の能力・スキルの向上と企業の環境整備が必要なため、就労系サービス事業所（就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所）と連携調整を行います。また、一般就労の可能性を引き出す取り組みとして、職場体験や実習が出来るよう、関係機関と連携しながら体制づくりを行います。

(5) 生活環境の整備

①住環境の整備

障がいのある人が日常の生活において不便さを感じることなく、安心して暮らしていくためには、住環境の整備が必要です。経済的理由など住宅改修が困難な場合に対応できるよう、障がいのある人に対応した公営住宅の確保や、障がいの状況に応じた適切な住宅改修に関する相談体制の充実、施設入所者の地域生活への移行に必要な情報提供とサービス基盤の整備など、関係機関等と連携を取りながら快適な住環境の整備に努めます。

1) 町営住宅の整備

- ・段差の解消などをはじめとしたバリアフリーの視点を引き続き取り入れていき、障がいのある人の利用に配慮した住みやすい住宅の整備に努めます。

2) 住宅改修への支援

- ・障がいの状況に応じた適切な住宅改修が可能となるよう、相談体制の充実と制度についての周知を図り、住宅改修のための支援に努めます。

②福祉のまちづくりの推進

障がいの有無に関わらず、すべての町民が、日常生活または社会生活における様々な障壁が取り除かれることにより、等しく自由に行動し、様々な分野における社会参加の機会を有することができ、ともに支え合い、自立した生活を送ることができる地域社会づくりを推進します。

1) 社会参加への促進

- ・啓発や社会参加を目的とした各種行事などに、だれもが参加しやすくなるよう、移動手段や会場の設備などについて考慮して参加機会の増大を図るとともに、障がいのある人とない人とがふれあいを持てる場の確保に努めます。

2) 障がいのある人に配慮したまちづくり

- ・多くの人々が利用する公共的な建物や道路などの公共施設については、段差の解消や手摺りの取り付けなど、障がいのある人が安心して外出できるよう、利用に配慮した整備や改善に努めます。

③移動支援の充実

積極的な社会参加や生活上不可欠な移動のための手段を確保する観点から、地域生活支援事業や高齢者等移動支援事業の推進などにより、移動支援の充実に努め、社会参加の促進を図ります。

1) 移動支援事業の充実

- ・障害者総合支援法に基づく、移動支援事業の調整や福祉サービスにおける送迎サービスなどの手続きや調整を行います。

2) 利用者負担の軽減

- ・通院・通所交通費の助成や高齢者等タクシー利用給付事業などにより、外出にかかる利用者負担の軽減を図ります。

(6) 情報・コミュニケーション環境の整備

視覚や聴覚に障がいのある人が日常生活を送るうえで、様々な情報を得たり情報を利用することには、大きなハンディキャップがあります。

障がいのある人やその家族のだれもが、障がい福祉サービスの利用や支援についての適切な情報の入手や発信などが容易にできるよう、その支援に努めます。

①情報提供・相談体制の充実

困ったときに気軽に相談できる場所の確保や、専門的な機関への相談機会の提供など、障がいのある人の視点に立った情報提供や、身近な地域においての相談・支援ができるよう、相談体制の充実を図っていきます。

②コミュニケーション手段の確保

意思疎通を図ることに支障のある人が、他の人との意思疎通が円滑にできるよう、手話通訳者派遣等の必要な支援の調整を行うほか、聴覚に障がい等のある乳幼児とその家族が、身近な地域において適切な相談や療育などの支援を受けることができるよう、職員の専門的な知識の習得などをはじめとした、コミュニケーション手段の確保にかかる人材育成に努めます。

(7) 緊急時・災害時の安全・安心対策の充実

災害が発生したとき、発生する危険が迫っているときなどの緊急時には、障がいのある人の多くが様々な不安を抱えます。防災対策においては、特に、災害情報等の伝達が最も重要であり、かつ、優先されるべき事項であり、刻々と変化する事象や予想される情報について、正確に迅速に伝わる必要があります。

このため、平常時において、障がいのある人の世帯状況や住まいなどの様々な環

境について十分に把握しておくことが重要であり、発災時にすぐに対応できるよう、避難行動要支援者名簿の作成をはじめ、地域や関係機関等と情報を共有し、障がいのある人に過度の不安を抱かせず孤立させないよう配慮し、支援体制の充実に努めていきます。

(8) 権利擁護・理解の促進

障がいがあっても安心して暮らすことができるよう、権利擁護に関する制度の周知・利用の支援、障がいに対する正しい理解と認識を深め、障がいのある人もない人も、すべての人が心豊かで幸せな生活を送ることを目指した、福祉教育の充実に努めます。

①人権・権利擁護の推進

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者や精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図るほか、金銭管理が難しい障がいのある人に、日常生活自立支援事業（社会福祉協議会事業）等の制度の周知や利用の支援を行います。

また、乳幼児期からの訪問による虐待の未然防止と早期発見体制の強化を図り、ケース検討会議の実施や各関係機関との連携協力体制の整備を図り、虐待防止の取り組みを進めます。

②福祉教育の充実

障がいに対する正しい理解と認識を深められるよう、生涯学習等の幅広い場での学習や、学校での地域で生活している人たちを知る活動などを通じて、障がいの有無や年齢などに関係なく、すべての人が相互に人格と個性を尊重し、差別や排除されたりすることなく、社会生活の中でともに支え合って、一人ひとりが生きる喜びを感じながら安心して暮らせる社会づくりを進めます。